

那覇市公報

号外第726号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金条例（こども政策課）	4144
○那覇市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（市民生活安全課）	4146
○那覇市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例（教育研究所）	4148
○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例（市民生活安全課）	4149
○那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）	4154
○那覇市 IT 創造館条例の一部を改正する条例（商工農水課）	4156
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	4159

条 例

那覇市条例第38号
平成28年10月12日

那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金条例

（設置）

第1条 こどものみらい応援プロジェクト(こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備し、及び教育の機会の確保を図るため、こどもの貧困対策を推進する施策をいう。)の実施に資することを目的として、那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の施策の実施に要する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第39号

平成28年10月12日

那覇市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（公告）

第2条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（1） センターの名称及び位置

（2） 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

（職員）

第3条 センターには、センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（情報の安全管理）

第4条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第40号

平成28年10月12日

那覇市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例

那覇市立教育研究所設置条例(昭和48年那覇市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 位置 那覇市立教育 那覇市金城3丁目5番地の 研究所 3	(名称及び位置) 第2条 [略] 名称 那覇市立教育研究所 位置 那覇市字大道146番地1
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成28年10月24日から施行する。

那覇市条例第41号

平成28年10月12日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用及び提供の制限) 第9条 [略] 2 [略] 3 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、規則で定める場合を除き、<u>あらかじめその旨を本人に通知するとともに速やかに</u>市長に届け出なければならない。 4 [略] (特定個人情報の利用の制限) 第9条の2 [略] 2 [略] (特定個人情報の提供の制限) 第9条の3 [略] [別表第2 別記]	(利用及び提供の制限) 第9条 [略] 2 [略] 3 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、規則で定める場合を除き<u>あらかじめその旨を本人に通知するとともに、速やかに</u>市長に届け出なければならない。 4 [略] (特定個人情報の利用の制限) 第9条の2 [略] 2 [略] 3 <u>前条第3項及び第4項の規定は、前項本文の規定による利用について準用する。</u> (特定個人情報の提供の制限) 第9条の3 [略] 2 <u>実施機関は、保有特定個人情報を提供するとき(番号法第19条第13号に該当する場合のうち本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)は、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。</u> 3 <u>実施機関は、番号法第19条第11号から第14号までに該当する場合(同条第14号に該当する場合にあっては、規則で定める場合を除く。)において、保有特定個人情報を提供するときは、速やかに市長に届け出なければならない。</u> 4 <u>第9条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による提供について準用する。</u> [別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

[改正前 別記]

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)～(39)	[略]	
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～コ [略]

[改正後 別記]

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)～(39)	[略]	
(40)	[略]	次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び番号法別表第2の26の項の第4欄に掲げる <u>特定個人情報</u> ア～コ [略]

第2条 那覇市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) [略] (特定個人情報の利用の制限) 第9条の2 [略] 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のた	(定義) 第2条 [略] (1)～(11) [略] (12) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u> (特定個人情報の利用の制限) 第9条の2 [略] 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のた

めに保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、当該保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

3 〔略〕

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 〔略〕

2 実施機関は、保有特定個人情報を提供するとき（番号法第19条第13号に該当する場合のうち本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）は、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、番号法第19条第11号から第14号までに該当する場合（同条第14号に該当する場合にあつては、規則で定める場合を除く。）において、保有特定個人情報を提供するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 〔略〕

（特定個人情報の提供）

第9条の4 番号法第19条第9号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 〔略〕

第15条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当する（利用又は提供については、当該利用又は提供をしようとしているときを含む。）と思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報

めに保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、当該保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

3 〔略〕

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 〔略〕

2 実施機関は、保有特定個人情報を提供するとき（番号法第19条第14号に該当する場合のうち本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）は、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、番号法第19条第12号から第15号までに該当する場合（同条第15号に該当する場合にあつては、規則で定める場合を除く。）において、保有特定個人情報を提供するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 〔略〕

（特定個人情報の提供）

第9条の4 番号法第19条第10号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 〔略〕

第15条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する（利用又は提供については、当該利用又は提供をしようとしているときを含む。）と思料するときは、こ

を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(決定後の手続)

第19条 [略]

2～3 [略]

4 実施機関は、前項の措置をとった場合は、次に掲げるものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。ただし、実施機関が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 前項の決定に係る保有個人情報の本人

(2) 前号の保有個人情報の提供先

(他の法令等による開示の実施との調整)

第19条の2 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

の条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(決定後の手続)

第19条 [略]

2～3 [略]

4 実施機関は、前項の措置をとった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。ただし、実施機関が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正又は利用停止 当該保有個人情報の本人及び提供先

(2) 情報提供等記録の訂正 総務大臣及び番号法第19条第7号の情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)

(他の法令等による開示の実施との調整)

第19条の2 実施機関は、法令等(番号法附則第6条第3項の情報提供等記録開示システムに係るものを除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない

2 〔略〕	旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 〔略〕
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

那覇市条例第42号

平成28年10月12日

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市子ども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成対象者) 第3条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とし ない。 (1) [略] (2) <u>6歳に達する日以後の最初の3月31 日を経過したこどもで、那覇市母子及 び父子家庭等医療費助成条例(平成7年 那覇市条例第15号)による医療費の助 成を受けることができるものの保護者</u> (3) [略] (4) <u>前3号に掲げる者のほか、法令等の 規定により国又は地方公共団体の負担 において医療費の<u>全額支給</u>を受けるこ とができるこどもの保護者</u>	(助成対象者) 第3条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) [略] (3) <u>前2号に掲げる者のほか、法令等の 規定により国又は地方公共団体の負担 において医療費の<u>全額</u>の<u>支給</u>を受ける ことができるこどもの保護者</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市子ども医療費助成条例の規定は、平成28年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 改正後の那覇市子ども医療費助成条例の規定は、平成28年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第43号

平成28年10月12日

那覇市 IT 創造館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例

那覇市IT創造館条例(平成17年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設等の構成) 第3条 那覇市IT創造館(以下「IT創造館」という。)は、次に掲げる施設及び設備をもって構成する。 (1) 使用施設 ア～イ [略] ウ インターネットコーナー エ インターネットカフェ (2)～(3) [略] (4) 作業室 (5) 設備 ア サーバーラック イ サーバーマシン (事業) 第4条 IT創造館は、次に掲げる事業を行う。 (1) [略] (2) 情報通信技術分野での人材育成を図るためのOJT(職場実務研修をいう。)活動の支援 (3)～(4) [略] (利用期間) 第6条 入居用施設の利用期間は、次に掲げるとおりとする。 (1) 中核企業室の利用期間は、利用許可を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3年とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、更新することができる。 (2) インキュベーション室の利用期間は、利用許可を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3年とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、1年を限度として期間を延長する	(施設の構成) 第3条 那覇市IT創造館(以下「IT創造館」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) [略] ア～イ [略] (2)～(3) [略] (事業) 第4条 [略] (1) [略] (2) 情報通信技術分野での人材育成及びその支援 (3)～(4) [略] (利用期間) 第6条 入居用施設の利用期間は、3年以内とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、指定管理者は、中核企業室にあつては3年以内、インキュベーション室にあつては1年以内の期間を定めて、利用期間の更新をすることができる。 2 インキュベーション室の利用期間は、通算して4年を超えることができない。

<u>ことができる。</u> (利用料金) 第10条 [略] 2 利用料金は、別表第1から別表第7までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3 月の中途において入居用施設、<u>入居企業用駐車場又は設備</u>の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割り計算によるものとする。 4～6 [略] (利用許可の制限) 第12条 [略] 2 入居企業用駐車場及び作業室を利用できる者は、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者とする。 3 <u>設備を利用できる者は、入居用施設に入居している者及び入居用施設を退去して本市内に事業所を有している者とする。</u> [別表第5 別記] [別表第6 別記] [別表第7 別記]	(利用料金) 第10条 [略] 2 利用料金は、別表第1から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3 月の中途において入居用施設又は入居企業用駐車場の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割り計算によるものとする。 4～6 [略] (利用許可の制限) 第12条 [略] 2 入居企業用駐車場を利用できる者は、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項本文の規定は、施行日以後に受理する利用許可(那覇市IT創造館条例第8条第1項の利用許可をいう。以下同じ。)の申請に対する利用許可について適用し、同日前に受理する利用許可の申請に対する利用許可については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に受けている利用許可に係る施行日以後最初の利用期間の更新又は延長については、改正後の第6条の規定は適用せず、なお従前の例による。

〔改正前 別記〕

別表第5(第10条関係)

作業室利用料金

作業室	日額1,400円
-----	----------

〔改正前 別記〕

別表第6(第10条関係)

サーバーラック利用料金

利用種別	月額	
	入居企業	その他
1ラック	37,800円	49,130円
2分の1ラック	20,520円	26,670円
4分の1ラック	10,800円	14,040円
1ユニット	1,290円	1,670円

〔改正前 別記〕

別表第7(第10条関係)

サーバーマシン利用料金

区分	月額(1台につき)
入居企業	4,320円
その他	5,610円

那覇市条例第44号

平成28年10月12日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、別表第4第7項(2)の号の項の次に1項を加える改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4第6項の規定は平成28年11月1日以後に、改正後の別表第4第7項(3)の号の規定は平成29年1月1日以後に申請を受理するものから適用する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第29条第1項の規	建築物エネ	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、そ

	定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((2)の号に該当する場合を除く。)	ギー消費性能向上計画認定申請手数料	れぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 215,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 494,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 608,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 719,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 820,000円 イ 非住宅部分(基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 80,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 131,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 201,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 255,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 353,000円 ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)
--	--	--------------------------	--

			(ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円 エ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。） (ア) 300平方メートル未満のもの 66,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 110,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 186,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円
(2)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関をいう。以下同じ。))による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 非住宅部分(基準省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 190,000円 イ 非住宅部分(基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 7,000円

			(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 54,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 85,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 107,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 134,000円 ウ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。） (ア) 200平方メートル未満のもの 6,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 6,000円 エ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。） (ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 77,000円
(3)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（(4)の号に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)の号の規定により合算した額の2分の1の額（申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額）を加算した額）
(4)	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等	評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	(2)の号の規定により合算した額の2分の1の額（申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額）を加算した額）

	(非住宅部分については登録機関に限る。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		
(5)	法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査((6)の号に該当する場合を除く。)	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 215,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 494,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 608,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 719,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 820,000円 イ 非住宅部分(基準省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 80,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 131,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 201,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 255,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 353,000円 ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 200平方メートル未満のもの 34,

			000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円 エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 200平方メートル未満のもの 16,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 17,000円 オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 66,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 110,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 186,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 265,000円 カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 29,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 49,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 125,000円
(6)	法第36条第1項の規定に基づく建築物(法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関	評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額 ア 非住宅部分(基準省令第1条第1号イに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メ

に限る。)による審査を受けたものに限る。)のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		一 トル未満のもの 27,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 121,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 190,000円 イ 非住宅部分(基準省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 7,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 54,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 85,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 107,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 134,000円 ウ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 200平方メートル未満のもの 6,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 6,000円 エ 住宅部分(共同住宅に係るものを除き、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 200平方メートル未満のもの 4,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 4,000円 オ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)
--	--	---

			(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 77,000円 カ 住宅部分(共同住宅に係るものに限り、かつ、基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア) 300平方メートル未満のもの 7,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 31,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 54,000円
--	--	--	---

7 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			
(3)	建築計画概要書その他の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項の書類の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき300円

